

震災時の復興本部設置に向けた初動体制の見直しについて

1 経緯

- 平成 28 年に発生した熊本地震においては、発災から 2 か月後に、震災復興の方針・計画策定等を行う復興本部が設置。
- 都では、発災後 1 週間程度で、災害対策本部と並行し応急対策を担う部署が復興本部を設置し、復興に着手することを予定。
- 応急対策に迫られるなかで、災害対策本部を運営しながら復興本部を設置し、着実に東京の未来像等に関する計画づくりを行う体制を明確にするため、発災時の初動体制の見直しを実施。

2 見直し内容

(1) 復興担当副知事の設置

(復興担当知事の役割)

- ・ 発災直後から復興準備を指揮。重点復興する対象範囲や復興の規模など復興の方向性を判断し、知事に報告。
- ・ 発災 1 週間後に設置する復興本部の復興担当副本部長として、本部長（知事）を補佐。
- ・ 復興本部において復興計画の策定、復興事業の推進等を統括。

(2) 発災時における各局の行動と役割の整理

別紙のとおり